

発議案第 2 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

上記議案を会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 30 年 6 月 21 日

大網白里市議会議長 岡田 憲二 様

提出者	文教福祉常任委員会	委員長	秋 葉 好 美
賛成者	文教福祉常任委員会	副委員長	森 建 二
	同	委員	蛭 田 公二郎
	同	委員	田 辺 正 弘
	同	委員	宮 間 文 夫
	同	委員	倉 持 安 幸

別紙

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の減額にかかる見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21 世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

千葉県大網白里市議会議長 岡田 憲二

内閣総理大臣

財 務 大 臣 あて

文部科学大臣

総 務 大 臣